

令和4年度幕張新都心モビリティコンソーシアム運営支援及び 自動運転車サービス導入手法検討支援業務委託 仕様書

1 委託業務名

令和4年度幕張新都心モビリティコンソーシアム運営支援及び自動運転車サービス導入手法検討支援業務委託

2 趣旨・目的

千葉市（以下「発注者」という。）では、幕張新都心における移動ニーズへの対応、移動と各種サービスの一体的、効率的な提供により、地域の活性化を図るとともに、新しい時代の社会的ニーズ、ライフスタイルに対応した快適で魅力的な街を実現することを目的とした「幕張新都心モビリティコンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）」が設立され、モビリティに関わる多様な主体の積極的な参画及び産官学の連携を促し、持続可能な都市づくりを推進している。

本業務は、モビリティに係る知識やビジュアルライズにおいて専門的なノウハウを有する事業者による支援により、コンソーシアムの円滑な運営を目指すとともに、コンソーシアムにおいても検討する自動運転車サービスの導入手法に関する分析を行うために実施するものである。

※コンソーシアムについては、下記参照。

https://www.city.chiba.jp/sogoseisaku/miraitoshi/tokku/makuharisintosisin_mobilityconsortium.html

3 委託期間

契約締結の翌日から令和5年3月24日まで

4 業務内容

公募型プロポーザルにおいて提案を求める事項

(1) コンソーシアムの運営支援

本業務は、コンソーシアムでの多様な会員意見の丁寧な汲み取りや検討成果についてわかりやすく発信することにより、コンソーシアムでの議論が活発化されることを目的とする。業務実施にあたっては、発注者と連携し、年度を通して会議の事前準備や全体進行を行うとともに、会議後は討議成果をわかりやすく対外的に発表できるよう、取りまとめるものとする。

なお、コンソーシアムの組織体制は、特に議論すべきテーマに基づいて集中的に取り組むプロジェクトチーム（以下「PT」といい、5PTを想定する。）と、各PTの検討内容の共有及び進捗管理を主な役割とするワーキンググループ（以下「WG」といい、モビリティWG・横連携WGを設置する。）とで構成される。

ア コンソーシアムの運営支援準備

本業務の遂行にあたり、円滑なコンソーシアム運営に資する運営支援方針、年間スケジュール、実施体制等を提案すること。

なお、コンソーシアムの運営支援開始にあたっては、発注者と協議した上で、運営支援計画書を作成するものとする。

イ PTの運営支援

PTの運営を円滑に進めるため、モビリティに係る知識やビジュアルライズなど受注者のノウハウを生かした手法を提案すること。

なお、PTでの運営支援にあたっては、PTで使用する資料の調整、PTへの参加及び議事要旨の作成を行うものとする。

また、PTの開催回数は合計で20回以上となることを想定している。

ウ コンソーシアムの成果の可視化

コンソーシアムで検討した結果について、対外的な発信（可視化）を行うため、受注者のノウハウを生かしたコンソーシアムの成果イメージを提案すること。

なお、コンソーシアムの成果の可視化を行う対象としては、コンソーシアムの中間まとめ（開催時期

未定)及び総会(令和5年2月開催予定)を想定している。

エ コンソーシアムにおける会議の活性化

コンソーシアムにおける会議の活性化を図るための手法を提案すること。

なお、コンソーシアムの運営支援にあたっては、各会議において目指すべきゴール等のストーリーを検討するものとし、総会においてはコンソーシアムが目指す「テーマごとのゴール」と「年度としてのゴール」を、中間まとめにおいては年度としてのゴールに対して「中間のゴール」を、WG及びPTにおいては年度としてのゴールに対して「時点で取り組むべきゴール」をそれぞれ設定するものとする。

また、各会議前に発注者、受注者及び関係者(WG・PTリーダー会社など)との間で整理を行うものとする。

(2) コンソーシアムにおける自動運転車サービス導入手法検討支援

本業務は、幕張新都心での自動運転車サービスの導入を検討するにあたり、これまでの発注者の取組みを踏まえつつ、自動運転車サービスの内容、費用、効果の検討を行うとともに、走行ルート案との組み合わせを含めた比較案の評価も行うものとする。そして、幕張新都心で自動運転車サービスの需要があるかどうか判断するための報告書を作成し、発注者に提供するものとする。

ア 自動運転車サービス導入手法の検討支援準備

本業務を着実に進めていくための技術的方針やスケジュール案、実施体制等を提案すること。

なお、自動運転車サービス導入手法検討支援の開始にあたっては、発注者と協議した上で、検討支援計画書を作成するものとする。

イ 自動運転車サービス導入手法の検討

自動運転車サービス導入手法の検討項目は以下(ア)から(エ)の例を参考として、提案すること。

なお、併せて経済産業省の「自動運転レベル4等先進モビリティサービス研究開発・社会実装プロジェクト(RoAD to the L4)」やこれまでの発注者の取組みについても、加味した上で本業務を実施するものとする。

また、本業務の実施にあたって、発注者と受注者で打合せ(週1回程度)を行い、業務の方向性や進捗状況の確認を行うものとする。

(ア) 自動運転車サービス内容の検討

(イ) 自動運転車サービス提供の費用検討

(ウ) 自動運転車サービス提供の効果検討

(エ) 自動運転車サービスの比較案の評価

5 その他運営上の要件

(1) 実施体制

実施体制には、総括責任者及び業務実施責任者を置き、業務全般の活動を一元化すること。

(2) 契約後の業務

契約に当たっては、提出された企画提案内容をもとに、委託業務の細部について発注者と協議を行うこと。なお、協議の結果、委託業務の一部が変更となる場合がある。

(3) 情報の提供

発注者は、契約締結後に、必要に応じてこれまでのコンソーシアム及び発注者の取組みに係るデータ等を受注者に開示できるものとし、受注者はこれを最大限に活用できる。

(4) 業務の再委託について

ア 受注者は、全ての業務を第三者に再委託しないこと。業務の一部を第三者に再委託しようとするときは、事前に発注者に対して通知すること。

イ 受注者は、業務の一部を第三者に再委託した場合、再委託先に対し、本仕様書に定める受注者の義務と同様の義務を負わせるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果に対して責任を負うものとする。

(5) 個人情報等の保護

ア 受注者は、本業務で知り得た個人情報や、発注者の事務に関する機密事項を、みだりに第三者に知

らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。本業務委託が終了した後も同様とする。

イ 業務遂行にあたり、必要となる資料等については、発注者が妥当と判断する場合のみ受注者に提供する。なお、提供を受けた資料等については、複製・複写を禁ずるとともに、本業務委託終了後に返却するなど、取扱いに十分注意することとする。

6 成果品、納期、業務の完了

(1) 成果品

ア コンソーシアムの運営支援

PT会議資料、中間まとめ・総会成果の可視化資料 5部

Microsoft Word 若しくはMicrosoft Excel、Power Point 等で作成すること。なお、納入時期については、その都度発注者と協議を行うこと。

イ コンソーシアムにおける自動運転車サービス導入手法検討支援

事業実績報告書 5部

Microsoft Word 若しくはMicrosoft Excel、Power Point 等で作成し、CD-ROM でも1枚納品すること。なお、納入時期については、令和4年7月29日までとする。

(2) 納入場所

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市役所5階 千葉市総合政策局未来都市戦略部国家戦略特区推進課

(3) 業務の完了

本業務の完了は、所定の業務を行い、その成果品を提出して検査を受け、合格したときとする。

7 権利関係

(1) 本業務に基づき作成される成果品等の取扱い

ア 本業務に基づき作成される成果品等の所有権は、全て発注者に帰属する。

イ 受注者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利（著作権）を、発注者に無償で譲渡するものとする。なお、発注者の書面による事前の同意を得なければ、同法第18条から第20条までに規定する権利（著作者人格権）を行使することができないものとする。

ウ 受注者は本業務完了後といえども成果品等に瑕疵が発見された場合には、発注者の指示に基づいて速やかにその訂正をしなければならない。これに要する経費はすべて受注者の負担とする。

(2) 著作権・知的財産権の使用

ア 本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受注者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。

イ アにかかわらず、発注者がその方法を指定した場合は、その限りではない。

8 その他

(1) 受注者は、作業スケジュール、作業内容及び作業従事者を明らかにすること。また、業務の進捗状況については、発注者担当者に適宜報告すること。

(2) 業務の遂行に起因し、第三者に損害を与え、第三者から苦情があった場合には、受注者において損害賠償、または苦情処理の措置を講ずること。

(3) 本業務に適用する基準等は、その適用過程を明らかにするとともに、その出典について明記するものとする。

(4) 本仕様書の内容等について疑義が生じた場合は、その都度、発注者と協議のうえ、その指示に従い業務を進めるとともに、発注者は業務期間中いつでもその業務状況の報告を求めることができるものとする。